

令和7年第9回稲城市教育委員会定例会

1 令和7年9月11日、午前9時30分から、601・602会議室において、令和7年第9回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

杉本 真紀子（教育長）

白井 妙子

北川 英一

田中 教仁

上林 秀之

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長 佐藤 知子

教育指導担当部長 野村 洋介

教育総務課長 桜場 恵子

学務課長 涌田 恵一郎

指導課長 長澤 慎哉

生涯学習課長 小林 伸也

学校給食課長 中島 英

図書館課長 久野 由人

1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 古川 直広

教育総務課教育総務係 千代 菜摘

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

(1) 日程第1 会議録署名委員の指名

(2) 日程第2 会期の決定

(3) 日程第3 教育行政報告

(4) 日程第4 第28号議案

「令和7年度稲城市教育委員会職員の人事について」

(5) 日程第5 第29号議案

「稲城市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則」

(6) 日程第6 第30号議案

「専決処分の承認を求めるについて（稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び（仮称）稲城市第三小学校学童クラブ建設工事請負契約について）」

(7) 日程第7 報告事項

教 育 長 ただ今から、令和7年第9回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。

会議録署名委員については、教育長指名といたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、上林委員にお願いいたします。

次に、日程第2「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

次に、日程第3「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

[教育行政報告]

教育総務課長 1 稲城市的教育「イエール」の発行 8月15日号（第6号）について

2 教育委員会後援名義について

3 寄附について

4 令和7年8月東京都市教育長会庶務課長会定例会について

5 学校開放事業について

学務課長 1 令和7年度第2回東京都市学事・保健・給食担当課長会定例会について

2 令和7年度毒劇物の管理状況の点検実施について

3 令和7年度公立小・中学校学級編成調査について

4 令和7年度第1回稲城市立学校給食共同調理場運営委員会について

5 令和7年度児童・生徒数・学級数（7月1日現在）について

指導課長 1 推進事業について

2 研修事業について

3 教育センター関係について

生涯学習課長 1 社会教育活動の振興について

2 芸術文化活動の振興について

- 3 二十歳の式典関係について
- 4 文化財の保護と普及について
- 5 生涯学習推進事業について
- 6 放課後子ども教室参加状況（7月分）について
- 7 公民館主催事業の実施状況について
- 8 生涯学習課利用統計について（i プラザ7月分、公民館7月分）

学校給食課長

- 1 令和7年度多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会職員合同研修会について
- 2 学校給食野菜に関する圃場見学会について
- 3 第3回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会献立研究部会について
- 4 令和7年度第2回東京都市学事・保健・給食担当課長会定例会について（再掲）
- 5 令和7年度第1回稲城市立学校給食共同調理場運営委員会について（再掲）

図書館課長

- 1 市主催事業について
- 2 中央図書館主催事業（ＳＰＣ運営）について
- 3 分館主催行事について
- 4 城山体験学習館の主な事業について
- 5 学校との連携について
- 6 図書館の利用状況（令和7年7月）について

教 育 長 教育行政報告が終わりました。

本日は議事進行の都合により、日程第5 第29号議案から日程第7 報告事項を先に行い、その後日程第4 第28号議案を行うことといたします。

それでは、日程第5 第29号議案「稲城市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

本案につきましては、学校給食費の額を改定するため、稲城市学校給食費に関する規則の一部を改正する必要があるので、提出するものです。

詳細につきましては、学務課長より説明いたします。

学務課長。

学務課長 それでは第29号議案稲城市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則をお開きください。

はじめに3ページの議案概要説明書をお開きいただけますでしょうか。

まず、こちらの規則の概要でございます。

本案は、学校給食費の額の改定をするため、稲城市学校給食費に関する

規則の一部を改正する必要があるので、提案するものでございます。

次に改定の理由でございます。

学校給食費については、物価上昇が続いており、令和7年度の賄材料費の不足が見込まれるため、令和7年10月から学校給食費の改定を行うものでございます。

次に改定額の考え方でございます。

これまでの改定方法と同様に、消費者物価指数及び精米価格の前回改定基準時から令和7年6月までの上昇率を反映するとともに、今後の物価上昇率を試算し、令和7年10月に学校給食費の改定を行うことといたします。

その下の表につきましては、学校給食費改定の計算表となっております。

また、(参考)といたしまして、物価上昇率の算出方法について2段階で記載をしてございます。まず、①といたしまして、前回改定基準時から令和7年6月までの消費者物価指数及び精米価格の上昇率を加味すること。また、②といたしまして、今後の消費者物価指数及び精米価格の上昇率の予測といたしまして、日本銀行で示されている物価先行きの展望で示される数値を元に、それぞれ予測率を試算してございます。その結果、消費者物価指数(食料)については106.6。精米価格については113.8%。こちらをそれぞれ割合に応じて学校給食費改定の計算をさせていただいております。

次のページをお願いいたします。

こちら、改正内容といたしまして、第4条第1項中の給食費の額の改正をさせていただきます。それぞれの区分に応じて、新しい学校給食費の額、右側には旧の学校給食費の額を記載してございます。

最後に施行期日等といたしまして、本規則は令和7年9月30日から施行いたします。付則において、給食の申込みや口座振替に関して必要な行為については、準備行為として、施行日前にも行うことができること。また、学校給食費については、10月分から適用されるということで規定をしてございます。

次の5ページをお開きください。

規則改正の新旧対照表になります。

最後に、ただいま開会中の稻城市議会に学校給食費の改定、給食賄材料費に関する補正予算を上程しており、保護者負担については、全額補助を行う予定としてございます。

補正予算の議決をいただきましたら、保護者、教職員等に速やかに周知を行っていく予定としてございます。

説明については以上です。

教 育 長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑及びご

意見をお願いいたします。

北川委員。

北川委員 改定後の年額単価の出し方ですけれども、もともと⑥で物価上昇分を反映した年額が算出されております。これを⑦で、月額に計算して、さらに⑧で日額に計算した後、さらに今度は月額に掛け算をして、また年額に掛け算している。簡単に言えば元に戻しているんですが、一つずつ切り上げているので、当初より少し高くなっている。この作業はなぜ必要なのか、ちょっと理解ができないくて、ご説明いただければと思います

教育長 学務課長。

学務課長 資料の添付がなく、申し訳ございませんが、稲城市学校給食費に関する規則の中で、月額、年額の計算の算出方法について規定がございます。つきましては、まずは物価上昇の反映率として各パーセンテージを反映させていただいた後、その後、端数処理ということで、また計算をし直すということで作業を加えております。

こういった理由でございます。

教育長 北川委員。

北川委員 その規則の妥当性がよく分からんんですけど、⑥ではいけない理由は何ですか。

教育長 学務課長。

学務課長 まずは、⑥の年額の物価上昇反映後というのは、単に食料物価指数と精米価格の上昇率でパーセンテージを出して数値化したものと認識してございます。この後に、⑦でまた月額の学校給食費を算出するとともに、その横の⑧で1食単価を計算して、その後、規則に基づいて月額経費等を算出するというような手法を用いておりますので、規則に基づいた学校給食費の単価計算ということで、算出をさせていただいております。

教育長 北川委員。

北川委員 規則があるので、そのとおりにされているのだと思いますけど、その規則が妥当なのかがちょっと分からないので、また、何か検討をしていただければと思います。よろしくお願ひします。

教育長 何の検討とおっしゃいましたか。

北川委員 規則の妥当性というか、中身です。

教 育 長 規則についての検討をしてくださいというご要望ということですか。

北川委員 はい。

教 育 長 それについては、また、今後事務局で持ち帰りということでお願ひいたします。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、ほかに質疑、ご意見がないようですので、以上で質疑、ご意見を終結いたします。

これより第29号議案稻城市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。

よって、第29号議案は原案のとおり、可決いたしました。

次に、日程第6 第30号議案「専決処分の承認を求めるについて（稻城市立稻城第三小学校校舎建替及び（仮称）稻城市第三小学校学童クラブ建設工事請負契約について）」を議題といたします。

本案につきましては、稻城市立稻城第三小学校校舎建替及び（仮称）稻城市第三小学校学童クラブ建設工事請負契約に係る議案の提出について、稻城市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。

教育総務課長。

教育総務課長 それでは、令和7年8月5日に行いました第8回定例会の全員協議会でお伝えした内容でございますが、第30号議案の説明について詳細をお伝えさせていただきたいと思います。

資料は、第30号議案「専決処分の承認を求めるについて（稻城第三小学校校舎建替工事）」の資料をお開きください。

5ページをご覧ください。

議案概要説明書でございます。

はじめに、本件の工事請負契約につきまして、専決処分の承認を求めるに至った経緯でございます。

稻城市立稻城第三小学校校舎建替及び（仮称）稻城市第三小学校学童クラブ建設工事請負契約に係る議案の提出につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、教育委員会の意見をきかなければならぬこととされておりますが、当該議案の提出までの間、教育委員会を招集する時間的余裕がなく、緊急を要するため、稻城市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、令和7年8月21日付で市長部局に提出を行ったものでございます。

次に、議案の概要をご覧ください。

本案は、稻城市立稻城第三小学校校舎建替及び（仮称）稻城市第三小学校学童クラブ建設工事契約請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、工事概要でございます。

工事概要につきまして、1 工事場所から6 建物概要までにつきましては、記載のとおりでございます。

7 工期でございます。

建設工事は契約確定の日の翌日から令和10年12月1日まで。電気及び機械工事につきましては、契約確定の日の翌日から令和9年8月27日までの予定でございます。

続いて、入札経過につきましては、記載のとおりでございます。

ページをおめくりいただきまして、7ページ、11 落札者をご覧ください。

建築は大石建設株式会社。所在地等は記載のとおりでございます。電気は四電工・北山建設共同企業体、所在地等は記載のとおりです。機械は株式会社川村設備でございます。

続いて、契約金額です。

建築は34億3,970万円、電気は6億500万円、機械は4億4,550万円でございます。

第30号議案につきましては、以上でございます。

教 育 長 以上で詳細説明が終わりましたので、これより質疑及びご意見をお願いいたします。

(なしの声あり)

教 育 長 それでは、特に質疑、ご意見がないようですので、以上で質疑、ご意見を終結いたします。

これより、第30号議案「専決処分の承認を求めるについて（稻城市立稻城第三小学校校舎建替及び（仮称）稻城市第三小学校学童クラブ建設工事請負契約について）」を採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。

よって、第30号議案は原案のとおり、承認いたしました。

次に、日程第6 報告事項です。本日の報告事項は1件です。

それでは、報告事項1「令和6年度教育費決算の概要について」を各課長より順次詳細説明をお願いいたします。

はじめに、教育総務課の詳細説明をお願いいたします。

教育総務課長。

教育総務課長 それでは、報告事項1「令和6年度教育費決算の概要」につきまして、ご説明させていただきます。

資料につきましては、報告事項1「令和6年度教育委員会決算の概要」をお開きいただき、3ページをご覧ください。

決算の概要につきましては、歳出予算執行状況調書、事務事業の目的、収入状況調書、不用額調書で所管各課長からご説明をいたします。私が一番手でございますので、資料のご説明を加えてお伝えさせていただきたいと思います。

まず、3ページの歳出予算執行状況調書をご覧ください。

こちらは、令和6年度に各課が所管する各事業の執行状況を一覧にしたものでございます。表の一番上段の行には、各項目を示しております、一番左の事業名に対して、右が予算額から執行率までを記してございます。

まず、事業に対する当初予算額、次に補正予算額、続いて予算流用額・運用額・予算費充当額。次に予算現額とありますのは、当初予算に対する増減の変動後の金額。次に、右の執行済額は、令和6年度に支出した決算額。その横の予算残額は、予算から執行済額を差し引いた額。最後の欄には、執行率をお示ししております。

教育総務課でございますが、歳出予算執行状況につきましては、事業名欄、下に向かって11事業、教育委員会運営費から第二調理場建設事業までの事業ごとの状況でございまして、こちらについては、右に向かってご覧いただきたいと思います。

一番右欄の執行率をご覧いただきますと、概ね9割以上の執行率でございます。令和6年度も学校施設の修繕等も多くございましたが、流用により対応しております。着実に実行してまいりました。

予算流用額・運用額・予算費充当額は、小学校管理運営費で2,182万1,836円でございます。こちらは流用を行っているものでございます。この流用の主な要因といたしましては、各小学校の空調設備の故障や施設の老朽化による修繕、設備修繕等に対して緊急に対応する必要がありましたもの

で、当初予算に不足が生じたために、建築保全課の予算から流用ができたものでございます。また、下段の中学校管理運営費の△1万2,000円につきましては、学校配当予算のうち、携帯電話賃借料に不足が生じたために、学校管理運営費の自動車借上料から1万2,000円を流用したものでございます。

では、1枚おめくりいただきまして、4ページをご覧いただきたいと思います。

こちらから、4ページ、5ページには事務事業の目的を記載してございます。教育総務課の所管する事業と、その目的をお示ししております。ご覧いただければと思います。記載のとおりでございます。

次に6ページをお開きください。

6ページには、収入状況調書を記載しております。

こちらは、歳入予算のうち20%以上の増減が生じたものを記載しております。1行目には、各項目を示しております、左から予算科目の款、次に歳入に当たる科目名と右に向かって予算現額、収入済額、増減額、増減率を記載しております。

教育総務課の主な内容として、2行目と3行目に記載しております17都支出金について、まず、東京都公立学校施設防災機能強化支援事業補助金と、3段目の東京都公立学校施設冷房化支援特別事業補助金についてご説明をいたします。

まず、東京都公立学校施設防災機能強化支援事業につきましては、当初予算を積算する時期には、申請に対して採択されるかが不確定でございましたので、計上がございませんが、交付決定をしたために収入済額として記載しております。この補助金につきましては、発災時における安全保護をし、地域住民の避難所として役割を果たすための整備工事に対し、費用の一部を補助する東京都の事業で、令和6年度は城山小学校にバリアフリートイレの設置工事を行いまして、それに対して196万6,000円が交付決定し、収入したものでございます。

次に、その下の段、東京都公立学校施設冷房化支援特別事業補助金も同様に、申請に対する採択と、その補助金制度につきましては、継続について不確定でございましたので、交付決定したときに収入をしたものでございます。

内容は、公立学校特別教室に、新規に空調を設置する際に費用の一部を補助する東京都の事業でございまして、令和6年度は空調が未設置でございました小学校10校の特別教室と、児童数の増加に対する普通教室の整備に対して2,536万4,000円が交付決定をいたしましたので、収入したものでございます。

1行目の使用料及び手数料と諸収入につきましては、右欄の収入増減の要因のとおり、見込みより使用や利用が増加したことによる収入でございます。

次に1枚おめくりいただきまして、7ページをご覧ください。

7ページから9ページまでにつきましては、不用額調書でございます。

不用額調書でございますが、こちらは算出予算のうち、20%以上予算に残の生じたものということで記載をしております。同じように1行目には、各項目を記載しております、左の3区分、款から右に読んでいただきますが、右欄の不用額と不用率、不用の要因は記載のとおりでございます。

教育総務課につきましては、大きく不用額が生じたのは、2ページおめくりいただきまして9ページの3行目にございます、中学校管理運営費の害虫等駆除業務委託でございます。こちらの委託の内容ですが、学校の敷地内の樹木に生息する害虫駆除の薬剤を散布する作業委託でございます。令和6年度は執行がございませんでしたので、不用率が100%でございました。

また、4行目の自動車借上料と、それから、1ページお戻りいただきまして、8ページ、上から2行目の小学校管理運営費、これも自動車借上料でございますが、内容は一緒でございまして、児童生徒が学校の活動中に病気やけがが原因で医療機関の受診を要する際のタクシー借上料です。過去の実績から予算計上しておりましたが、見込みより利用がなかったということでそれぞれ70%前後の不用率となってございます。

雑駁ではございますが、教育総務課の説明は以上でございます。

教育長 学務課長。

学務課長 それでは学務課の令和6年度の決算につきまして、ご報告させていただきます。

資料は10ページから15ページとなります。

それでは資料11ページ、歳出予算執行状況調書をご覧ください。

一番下の事業、管理運営費でございますが、補正予算として8,982万2,000円を計上しております。こちらにつきましては、令和7年1月から開始した学校給食費の全額補助を行うために予算計上を行ったものとなっております。

また、予算流用額といたしまして、上から5項目目、小学校行事等に関する経費として5万1,275円を予算流用しております。こちらにつきましては、小学校6年生の野沢温泉村宿泊体験学習におきまして、予算積算時に見込んでいた参加者数よりも多かったため、予算に不足が生じたことから予算流用を行ったものとなっております。

次のページ、12ページにつきましては、学務課の事務事業の目的の掲載となります。

次のページ、13ページ、収入状況調書をご覧ください。

一番上、1項目目につきましては、学校給食費等（滞納繰越分）という

ことで、過去からの繰越分となっております。増減率、右の部分ですけれども、27.3%の減となりますが、こちらにつきましては、当初見込んでいた収入額よりも実際の収入額が少なかったことによるものでございます。

次のページ、14ページの不用額調書をご覧ください。

こちらにつきましては、主に不用額が大きかったものを中心にご説明をいたします。

まず、上から2項目目、手数料（プール細菌検査手数料）でございます。こちらにつきましては、小学校において8月、9月の水泳授業がなく、検査を行わなかったことから、不用額が生じたものとなります。

続きまして、次のページ、15ページの一番下、給食費電算委託でございます。こちらにつきましては、令和7年1月から学校給食費の全額補助が開始されたことに伴い、保護者からの口座振替が不要となったことから、委託費について不用額が生じたものとなっております。

学務課の説明は、以上でございます。

教 育 長 指導課長。

指導課長 それでは、指導課の令和6年度の教育費決算の概要につきまして、ご報告をいたします。

17ページをご覧ください。

まず、令和6年度の指導課に関する主な各事業の予算の執行状況ですが、上から2番目の教育指導に関する経費の補正額1,603万2,000円につきましては、エデュケーション・アシスタント配置にかかる経費のため、令和6年第2回市議会定例会にて補正予算を計上し、議決をいただいたものでございます。

また、教育指導行事に関する経費、こちら上から5番目でございますけれども、こちらの103万2,209円の予算流用につきましては、稲城第四小学校が小学校教科担任制等推進校に選出され、体育科の教員が配置されたことに伴い、東京都から事業実施のための費用が支払われることになり、体育の授業に必要な消耗品を購入したものと、企業版ふるさと納税にて、読売巨人軍からの寄付を活用し、中学校部活動における野球競技で活用する道具を購入したため、教育センター運営に関する経費より流用したものでございます。

次に、小学校G I G Aスクールに関する経費の62万7,431円の予算流用につきましては、児童に貸与しているタブレット端末について、経年によるバッテリー損耗が想定を多く超えて発生し、小学校の修繕料に不足が生じたため、小学校コンピューターに関する経費より流用したものでございます。

続いて18ページ、こちらは事務事業の目的となりますので、ご覧いただければと思います。19ページも同様でございます。

20ページをご覧ください。

収入状況調書の主な増減額についてでございます。上から4番目の都支出金費でエデュケーション・アシスタント配置支援事業補助金の2,016万4,000円でございますが、当初予定していた勤務日数、時間より実績が少なかったため、852万7,879円の減額が生じたものでございます。

次に、22ページをご覧ください。

不用額調書でございます。

こちらの主な内容につきましては、上から3番目の科目、日本の伝統文化教育指導者謝礼において、予算現額190万5,000円のうち、50万9,678円が不用額となりました。要因といたしましては、一部の学校において、和楽器等の伝統文化教育指導を教員が担当し、謝礼支払いの必要がなくなったことが挙げられます。

続いて23ページご覧ください。

上から5番目の科目、教職員健康診断委託の予算現額410万1,000円のうち87万8,000円の不用額となった要因につきましては、受診予定者より実際の受診者数が少なかったことによるものでございます。

ほかに上から6番目の小学校特別支援学級費の科目名、特別支援学級宿泊体験学習等行事交付金の予算現額123万5,000円のうち、70万7,921円の不用額になったことと、続いて24ページ、こちら上から2番目の中学校特別支援学級費の特別支援学級宿泊体験学習等行事交付金の予算現額97万円のうち60万5,961円の不用額となった要因につきましては、野沢温泉村宿泊体験学習における、引率者を市会計年度任用職員等の補助者から教員に変えて対応したため、旅費等が減額となったことが挙げられます。

指導課の決算の概要につきましては、以上でございます。

教 育 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、生涯学習課の令和6年度決算調書について説明をいたします。

資料は26ページから32ページとなります。

まず、26ページをご覧ください。

歳出予算執行状況調書でございます。予算額の流用についてでございますが、一番左の欄、事業名の上から7行目、文化財保護行政費について最終的な予算額が当初予算額と比べまして2,855円減額となりましたが、これはふれんど平尾にあります郷土資料室の固定電話の料金について、予算が不足する見込みとなったことから、予算に残額が生じる見込みであった電気料金から流用したものです。固定電話の料金については、財産管理課が執行する予算であることから、生涯学習課予算である電気料金から財産管理課の予算へと流用したことにより、結果的に生涯学習課予算が減額となったものでございます。

次に28、29ページをご覧ください。

事務事業の目的でございますが、例年同様で変更はございません。

次に30ページをご覧ください。

収入状況調書でございます。上から2行目、東京都放課後子供教室推進事業費補助金につきましては、令和6年度分から特別な配慮を要する子どもの受入れについて、補助対象として歳入したことによりまして674万4,000円を増となりました。

また、上から3行目、放課後子供教室における終了時間の延長事業費補助金につきましては、放課後子ども教室の延長利用が予算における当初想定ほどではなかったことから207万4,000円の減となりました。

続きまして、31ページをご覧ください。

不用額調書でございます。

まず、一番上にございます、生涯学習だより「ひろば」作成印刷委託ですが、こちらは教育委員会広報誌「イエール」と合わせて印刷を行った結果、90万736円の契約差金が生じており、減となっております。

続きまして、上から3番目にございます、二十歳の式典経費の会場設営等委託ですが、55万3,086円の不用額となっております。これは当初、ステージを新たに設営することを想定して予算化しておりましたが、実際はレイアウトの工夫等により、備え付けのステージを使用して実施できたため、経費を節減できたものでございます。

雑駁ですが、令和6年度における生涯学習課の決算状況についての説明は以上でございます。

教 育 長　　学校給食課長。

学校給食課長　　学校給食課の決算についてご説明いたします。

第4－1号様式の歳出予算執行状況調書をご覧ください。

はじめに管理運営費でございますが、こちらは、調理場運営に必要な歳出分でございます。当初予算は、8億4,717万円でございます。

補正予算欄の2,522万8,000円につきましては、ガス・電気の高騰及び猛暑や、第一調理場において食品保管庫内の温度の一斉管理を行ったことにより、空調機器のガス使用料が増加したこと及び第二調理場の老朽化により使用不可能となった真空冷却機2台の更新のために、補正したものでございます。

以上により、管理運営費、最終的な歳出予算額8億7,239万8,000円に対し、執行済額は8億4,737万7,151円。執行率が97.1%となりました。

次に、調理運営費でございますが、こちらは給食調理業務に必要な消耗品の購入を行うための歳出でございます。こちらにつきましては、当初予算1,045万2,000円に対し、執行済額は1,045万1,193円、執行率は100%となりました。

続きまして、第4－2号様式の事務事業の目的については記載のとおりであります。

36ページ、第6号様式、収入状況調書をご覧ください。

使用済食用油売却収入につきましては、売却単価が減額となったことと、物価高騰に対応するため令和5年度の下半期から、売却までに使用する回数を1回から3回に増やしたことにより売却量が減少したため、当初予算55万円に対して、決済額は24万5,316円となりました。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、第8号様式です。

不用額調書をご覧ください。

はじめに、燃料費でございますが、第一調理場での災害時炊き出し訓練のために、毎月実施している炊飯において、業務の習熟等により円滑に稼働できるようになったことから、プロパン使用量が減ったことや、物価高騰対策の東京都支援金による値引きがあったことから、不用額が生じたものでございます。

次に、備品購入費でございますが、こちらは、先ほど補正予算額で説明させていただきました、第一調理場の真空冷却機2台の更新において、受注生産のため、令和7年度に設置するものとして、繰越明許費として補正予算から議決されております。このため、令和6年度の不用額とされています。

なお、真空冷却機2台につきましては、令和7年度の夏季休業期間に設置が完了しており、2学期から稼働しています。

説明は以上でございます。

教育長　図書館課長。

図書館課長　それでは、図書館課の決算の概要を説明させていただきます。

それでは、まず、ページをおめくりください。39ページの歳出予算執行状況調書をご覧いただきたいと思います。

事業名、金額につきましては、記載のとおりでございますが、このうち2行目にございます、ブックスタート事業の補正予算額14万5,000円でございますが、令和5年度に東京都で交付を受けました、とうきょうママパパ応援事業補助金において実績報告を行い、補助対象外の費用について、令和6年度に返還が必要となり、補正計上されたものでございます。

続きまして、40ページをご覧ください。

こちらは、図書館課におけるそれぞれの事務事業目的について記載したものでございますので、ご覧いただければと思います。

続きまして、41ページをご覧ください。

収入状況調書でございます。城山体験学習館施設使用料につきましては、令和6年度当初予算については、利用実績がコロナ禍前の平成31年度並みに回復することを想定し、過去3年間の平均に料金単価をかけたも

のを積み上げて積算をしておりましたが、想定よりも利用実績が回復しなかつたため、減となったものでございます。

続きまして、42ページをご覧ください。

不用額として、不用率20%以上かつ5万円以上のものを記載しております。それぞれ科目名、不用額、不用の要因につきましては、記載のとおりでございますが、このうち、表の3行目に記載の委託料・図書運搬等業務委託でございますが、こちらにつきましては、令和6年度のみの単発の事業でございます。委託内容につきましては、令和6年10月から12月にかけて、第三図書館の空調設備の改修工事を行うことに伴い、必要な作業スペース確保のために書庫内の書架を一時解体し、資料等の移動及び改修工事終了後の書架の再設置を行ったものでございます。88万円の当初予算に対して、契約金額が65万2,190円でございました。契約差金として、22万7,810円が生じましたが、このうち流用額欄に記載の7,660円がその後発生しました第三図書館の床修繕のため、流用したため、不用額として22万150円となったものでございます。

図書館課からは、以上でございます。

教育長 以上で詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

北川委員。

北川委員 指導課に質問お願いします。

収入状況調査の中にあります、中学校等における地域連携・地域移行に関する支援事業補助金ということで、部活動の地域移行のモデル事業を実施する予定であったけれどもという話がありましたけれども、どのような計画内容で、どのような経緯でできなかつたのか、ちょっと詳しく説明をいただければと思います。

教育長 暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

教育長 再開いたします。

指導課長。

指導課長 それでは、ご質問いただきました中学校等における地域連携・地域移行に関する支援事業補助金の地域移行のモデル事業につきましては、現時点でのこの事業の実施の予定又は調整がいかなかつたことについて、取りまとめがないため、また確認をしてご回答いたします。

教 育 長 では、後日ということですね。

指導課長 はい。

教 育 長 大きくは、議会でも説明しているように体制を整えているけれど、人が見つからないということが、大きな一つ目の要因だと私は認識しますが、改めての整理をして、説明できるようにしておいてください。

指導課長 はい。

教 育 長 北川委員。

北川委員 では、よろしくお願ひします。

東京都の資料で、部活動補助員が導入されていないのは、稲城市と府中市だけになっていたと認識をしておりますけれども、先般、府中市が教育委員会のホームページに実施されている旨の記述があり、残るは稲城市だけになっていると認識しております。専門性のない教員が稲城市の部活動の指導や引率に従事しないですむ制度の導入をぜひ進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

教 育 長 暫時休憩します。

（ 暫時休憩 ）

教 育 長 再開いたします。

指導課長。

指導課長 今の部活動指導員の導入の状況についてですけれども、現時点で稲城市においては、部活動指導員制度を導入していないということではなく、制度自体はございますが、部活動指導員に関して、実際の人材が見つかっていないというような状況でございますので、導入はしていないというような認識は、こちらとしてはございません。

以上でございます。

教 育 長 北川委員。

北川委員 それは、予算計上はしてあるんでしょうか。

教 育 長 指導課長。

指導課長 部活動指導員は予算計上につきましては、現時点では予算計上のほうはしてございません。ただし、部活動指導員の実際の人材が見つかることが、見通しが立った時点で、予算化に向けては動いてまいりたいというふうに考えております。

教 育 長 北川委員。

北川委員 予算計上をまずしてからと思いますので、ぜひ積極的に検討していただきたいと思います。

教 育 長 よろしいですか。
ほかにいかがでしょうか。
田中委員。

田中委員 学務課に一つお伺いしたいんですけども、ページが14ページになります。

学校長交際費について、一番下の中学校管理運営費の学校長交際費、一番上の小学校管理運営費の学校長交際費の不用率のところが少し気になっているところなんですけども、この不用の要因というのが、「管理職が参加した地域の催し物等が、想定より少なかったため」というこの内容は、催し物自体が少なかったのか、管理職の参加が少なかったのか、あるいはそれにかかる支出費用が想定より少なかったのか、内容の詳細が分かれば教えていただけたらと思います。

教 育 長 学務課長。

学務課長 学校長交際費につきましては、各学校で1校当たり4万円ということです。予算計上を行っております。また、学校長交際費の不用の要因として、こちら各学校の管理職が参加した催し等が想定より少なかったということで、代表的な例としてここに明記はさせていただいたんですけども、実際には、交際費につきましては、例えば弔慰金ですとか祝い金、また、見舞金ですとか、総会、懇親会等ということで、様々な用途で支出を行うことができます。

つきましては、地域の催し物が少なかったというよりは、こちらの予算積算の段階で、想定していたよりも少なかったということで、要因のほうは記載してございます。等ということでまとめてはおりますけれども、例えば弔慰金が想定よりも少ないということ等、枠で予算を捉えておりますので、要因のほうは様々となっております。

教 育 長 田中委員。

田中委員 そうしますと、地域の催し物等という、いわゆる代表例というか、表記が必ずしも代表例ではないということになりますね。不用の要因の説明として、ちょっと私の認識かもしれませんけど、何か若干、地域の催し物等への参加とか、あるいはそれ自体が少なかったのかなというところに懸念をもちましたので質問をさせてもらったところです。

教育長 ありがとうございます。
学務課長。

学務課長 こちらは、並列的な意味で記載をさせていただいたものとなります。こちらの不用の要因の例といたしましては、先ほども申し上げたとおり、弔慰金ですか、見舞金等、いろいろ様々な項目で減なっていることで、こちらについては一例として記載しているものとなっております。

教育長 例えば、この記載の言葉そのものを伝えるなら、印象としては、もともとある地域行事に思ったより参加しなかったと読み取れるので、誤解を生みますので、正確な記載をしましょう。

学務課長 はい。

教育長 ご指摘、ありがとうございます。
ほかにいかがでしょうか。
上林委員。

上林委員 教育総務課に質問なんですけども、9ページの2段目の中学校管理運営費、下水道料金が不用額調書に上がっているんですけども、小学校管理運営費のほうでは電気代のみになっているんですが、不用額はないということでおよろしいでしょうか。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 不用額調書に記載されているものは、この科目に対する予算に対して20%以上の金額が不用となったものを記載しております。小学校に関しては、20%になっていなかったため、記載がないものでございます。

教育長 上林委員。

上林委員 ありがとうございました。

教 育 長 ほかにいかがでしょうか。
それでは、ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたしました。

次に、第28号議案を議題とします。

第28号議案は人事案件になることから、非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。
よって第28号議案は非公開審議といたします。
これより非公開審議に入りますので、関係者以外の退席を求めます。
暫時休憩いたします。

(暫時休憩)
※関係者以外退室

(これより第28号議案は非公開審議)

非公開審議

(これにて第28号議案の非公開審議は終了)

(暫時休憩)
※傍聴者及び全課長が入室する。

教 育 長 再開いたします。
これより、第28号議案「令和7年度稻城市教育委員会職員の人事について」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第28号議案は原案のとおり可決いたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。
これにて閉会といたします。

(午前10時36分閉会)